

逗子市特定創業支援事業「逗子創業スクール」による支援を受けたことの  
証明に関する申請の手続きについて

○交付対象者

逗子市特定創業支援事業「逗子創業スクール」の全日程に出席した  
次の①又は②に該当する方

① 創業を行おうとする方

事業を営んでいない個人

② 創業後5年未満の方

事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

○申請から交付までの流れ

- ・証明申請書に必要事項を記入の上、逗子市役所2階経済観光課の窓口へ1部ご提出ください。
- ・申請内容の確認・審査を行い、概ね1週間以内に申請書を交付します。
- ・なお、交付対象者②の方は、税務署受付印が押印された開業届の写しも併せてご提出ください。
- ・オンデマンド創業スクールを受講された方は、逗子市商工会にて発行する「逗子創業スクール受講」に係る創業支援確認書の写しも併せてご提出ください。
- ・申請書は、経済観光課のホームページからもダウンロードできます。

○証明書の有効期限

以下のうち先に到来する日を有効期限として設定します。

- ・令和9（2027）年3月31日
- ・交付対象者②の方については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年  
が経過した日